

平成 27 年度第 1 回白河市地域公共交通会議概要

日 時	平成 27 年 5 月 26 日（火）午後 2 時～2 時 30 分
場 所	市役所地下第 1・第 2 会議室
配布資料	<ul style="list-style-type: none">・次第 白河市地域公共交通会議委員名簿 白河市循環バス路線延長運行について 白河市循環バス等の利用状況について 白河市地域公共交通会議設置要綱・図面（白河市循環バス運行経路図・表郷地域巡回バス運行経路図・東地域巡回バス運行経路図）
■内容 1. 開会 2. 会長あいさつ 中上徹会長よりあいさつ 3. 委員紹介 4 月の人事異動に伴い新たに委員に就任した、福島県県南建設事務所 企画調査課長 栗田豊己氏を紹介。 (会議成立報告) 設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、本日の会議に過半数の出席をいただいていることから、会議が成立していることを事務局より報告。 4. 議事 (1) 白河市循環バス路線延長運行について…資料 P1～P3 3 月 6 日の会議において、循環バス路線延長運行及び発着地の変更、運行開始日について委員の皆様より了承をいただいたところである。その内容は、資料の「当初予定ルート」に記載のとおり。 6 月 1 日の運行開始日に向け、準備を進めてきたところであるが、発着地の変更は、既存利用者にとって、利用区間の制限や利用時間の大幅な変更が生じるものであり、利便性の低下が懸念される。 例) 中循環－南湖方面からの利用者、南循環－みさか方面からの利用者の場合、現在は時計回り・反時計回りいずれの系統でも白河駅前まで乗車可能。 発着地が新白河駅に変更された場合、時計回りの系統に乗車すると、新白河駅止まりとなり、乗り換えが発生する。	

これらについては、3月の会議時点でも想定されていたが、ダイヤ編成により乗り継ぎをスムーズにする調整を図ることとしていた。

しかしながら、1日の運行本数が少ないため、全便において乗り継ぎ時間を短くすることは困難である。また、現在、循環バス利用者の8割以上がふれあいパス（満年齢70歳以上の者等）利用による乗車となっており、高齢者にとって乗り継ぎが発生することは混乱を招く恐れがある。

これらのことから、運行開始前ではあるが、3月に了承いただいた内容を変更させていただき、新たに修正ルートを提案するもの。その内容は、資料の「修正ルート」に記載のとおりで、変更点は、発着地を新白河駅から白河駅前に戻すということである。

これに伴い、十分な周知期間を設けるため、運行開始日を6月1日から8月1日に変更させていただきたい。

なお、資料P2～3については、通常、路線バス事業者は、道路運送法第9条の規定により、運賃等の上限を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなっているが、今回の循環バスのように、地域の需要に応じて、住民の生活に必要な輸送の確保や利便の増進を図るために運行する場合は、地方公共団体や路線バス事業者、住民等が運賃等に合意しているときは、その旨を国土交通大臣に届出ればよいことになっており、届出の際の添付書類とするもの。

○委員からの意見等

運行開始前の変更であるが、利用者にとって良くなる内容であるので、よく思い切っ
て決断いただいた。

→ 異議なし。議案第1号の提案に対し了承。

5. 報告

- ・白河市循環バス等の利用状況について…資料P4

白河市循環バスについては、年々利用者が増加しているが、ふれあいパス利用者も増加。これが、運賃収入が減少している要因である。

すべての路線において、ふれあいパスによる利用者が多い結果となっている。

H26年度乗車人数のうち、ふれあいパス利用者が占める割合

- ・白河市循環バス 80.9%
- ・表郷地域巡回バス 95.2%
- ・大信地域自主運行バス 88.9%
- ・東地域巡回バス 99.5%

今後、利用者の属性や利用目的、利用区間等の実態調査を積極的に実施し、利用者のニーズの把握に努め、より利便性の高い循環バスの運行を目指していく。

○委員からの意見等

表郷や東の巡回バスは、月・水・金や月・金のみと運行日が変則であるが、何か理由

はあるのか。

→ 表郷巡回バスは、以前おもてごうクリニックの送迎を目的として運行されていたもの。運行日は、そのあたりの経過が関係しているのかもしれない。(事務局)

6. 閉会